

# 全国健康保険協会 (協会けんぽ)からのお知らせ

## 保険料率の引上げ

人口構造の高齢化に伴い、高齢者医療への拠出金は増加し、医療費が伸び続ける一方で、昨今の景気低迷による保険料収入の下降傾向といった構造的要因により、協会けんぽの財政は非常に厳しい状況で、千葉支部の加入者様の保険料率は、平成24年3月分(4月納付分)より、9・44%から9・93%へ引上げられることとなりました。

保険料率の引上げを抑えるため、協会けんぽは国庫補助率の引上げを政府・与党に要望していましたが、平成24年度政府予算案には残念ながら盛り込まれず、3年連続の保険料率の引上げをお願いせざるを得ない状況となりました。

加入者のみなさまの医療を支えるため、今後も健診事業の効果的な推進やジェネリック医薬品の普及促進等

の医療費適正化に向けた取り組みを更に強く進めていきますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

### ◆問い合わせ

全国健康保険協会千葉支部  
☎043(308)0521

## 加入者、ご家族(被扶養者)への特定健診のお知らせ

協会けんぽでは、加入者のご家族(40〜74歳の被扶養者)に特定健診を実施しています。健診費用の一部(5,400円)を助成していますので、ご家族の健康チェックのため、毎年1回受診しましょう。

### ◎特定健診とは?

メタボリックシンドロームに着目した健診です。検査内容は、腹囲の計測・血圧・脂質・空腹時血糖・肝機能・

尿検査等で、生活習慣病の予防を目的とした健診です。

### 受診方法

協会けんぽより加入者ご本人(被保険者)の勤務先に送付する受診券と健康保険証で受診してください。

### 受診会場

健診機関の一覧および集団健診の日程や会場を協会けんぽのホームページに掲載しています。

※健診機関の一覧は、携帯電話からも確認できます。

※下記QRコードを携帯電話で読み取ってください。



### 自己負担額

個別健診で2,100円(予定)です。集団健診で1,425円

### その他

加入者ご本人には「生活習慣病予防健診」を実施しています。勤務先に案内を送付していますので、申込方法等に

ついては、協会けんぽにお問い合わせください。

他の医療保険者(国民健康保険、各健保組合、共済組合等)の加入者の健診については、それぞれの保険証の発行元(保険者名称が保険証に記載)にご確認ください。

### ◆問い合わせ

全国健康保険協会千葉支部保健グループ  
☎043(308)0525

## 国民年金の学生納付特例制度

20歳以上の学生で所得がない方や少ないことにより国民年金保険料を納めることが困難な場合に、ご本人の申し出により保険料の納付が猶予される制度があります。この制度は、被保険者の前年の所得等を日本年金機構で審査し承認されると4月(または20歳誕生日)から翌年3月まで保険料の納付が猶予されます。(学校により学生納付特例が認められない場合があります)

※学生納付特例に承認された期間については、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されます。ただし、年金額には反映されませんので、この期間の保険料を10年以内に追納(後払い)すれば、その分は年金額に反映されます。

○申請される場合は、下記のものを持参し、住民課国保年金班で手続きをしてください。

- ①学生証(コピー可)・在学証明書 ②認印

### ◆問い合わせ

千葉年金事務所 ☎043-242-6320  
住民課国保年金班 ☎84-1214

**20歳以上の学生の方は  
学生納付特例制度により  
保険料の納付が猶予されます。**

